

様式第1-1 (特許、実用新案、意匠及び商標 (冒認対策商標以外) の申請用)

2023 年 ○ 月 ○ 日

公益財団法人えひめ産業振興財団

理事長 大塚 岩男 様

住所は〒、都道府県名から記入

社名、代表者の役職、氏名を記入

申請者 住所 〒791-1101
愛媛県松山市久米窪田町○○
名称 ○○株式会社
代表取締役 特許 太郎

令和5年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(中小企業等外国出願支援事業)
間接補助金交付申請書

中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 実施要領 (20190314特第3号。以下「実施要領」という。) 第6条第1項の規定に基づき、上記間接補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 (昭和30年政令第255号)、中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金 (中小企業等外国出願支援事業) 交付要綱 (20190314特第1号) 及び実施要領の定めるところに従うことを承知の上申請します。

記

1. 申請者種別 (いずれかに○)

○	①法人
	②個人事業者
	③事業協同組合等
	④商工会、商工会議所
	⑤NPO法人

2. 過去における本補助金の支援実績 (いずれかに○)

	①実績なし
○	②実績あり (令和4年度採択)
②の場合、確認事項	
○	査定状況報告書を提出している
—	フォローアップ調査を提出している

令和4年度のみ支援企業は、フォローアップ調査対象外のため、②実績ありの余白に「(令和4年度採択)」と記載のうえフォローアップ調査の欄は「—」を記入

※実施要領第4条第1項第4号及び第23条に定める事項 (補助事業完了後5年間の状況調査 (フォローアップ調査、ヒアリング等)、採択案件の査定状況報告書の提出)

3. 申請者の概要

資本金	従業員数	法人番号	業種
5,000万円	80人	○○○○○○○○○○○○○○	製造業

※個人事業主の場合、法人番号欄の記入は不要

個人事業主は記載不要

主たる業種を記入

法人は13ケタの法人番号を記入

内容を確認、必要事項を記入のうえ、チェックを入れる

【確認事項（□にチェック及び記入してください）】

- ☑ 大企業は実質的に経営に参画していない（みなし大企業に該当しない）ことに相違ない。
出資者と出資比率を記載してください。（株主名簿の提出で代替することも可）

出資者の名称	出資比率
特許 太郎	45%
株式会社××	20%
株式会社△△	10%
特許 一郎	10%
ほか 5名	15%

※みなし大企業の定義は実施要領第4条第1項第6号（ア）～（エ）参照。

単独で2分の1以上、又は複数で3分の2以上の所有がわかるように記入すること。
小口の株主が複数いる場合はまとめて記入。

- ☑ 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が
15億円を超えていない。

※実施要領第4条第1項第6号（オ）参照。

（過去3年分の課税所得額を記載してください。）

	前年	2年前	3年前
課税所得額	4.7億円	6億円	5.2億円

※上記への該当の有無の確認のため、必要がある場合には、納税証明書等の提出を求めることがあります。

損益計算書の「税引き前当期純利益」ではなく、**法人税申告書の「所得金額又は欠損金額」を記入**
※「所得金額又は欠損金額」によって、〇千万円、〇百万円等、適宜単位を変えて記入してください。
※創業間もない等、課税所得を算出していない場合は「－」を記入してください

4. 申請案件種別（いずれかに○）

（外国出願）

○	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

こちらの欄も忘れずに記入

（参考：国内出願）

○	①特許出願
	②実用新案登録出願
	③意匠登録出願
	④商標登録出願

5. 外国特許庁への出願の方法（該当するものに○（複数可））

	①パリ条約等に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
○	②特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（国内出願を基礎として行ったPCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	③特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）
	④ハーグ協定に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
	⑤マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

6. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の内容

日本国出願番号	特願○○○○-○○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
PCT国際出願番号 ※PCT国際出願の場合のみ	PCT/JP○○○○/○○○○○○	出願日	○○○○年○月○日
ハーグ協定に基づく 国際登録番号		国際登録日	
出願人	○○株式会社		
登録番号	第○○○○○○○○号	登録日	○○○○年○月○日
権利者	○○株式会社		
発明・商標等の名称	○○の際の○○装置		
発明・商標等の内容	○○装置とは○○を○○処理するために用いられるものであって、A 要素と B 要素と C 要素を備えている。さらに本発明に係る○○装置では D1 要素を備えている。これにより○○処理にかかる時間を短縮できる。その装置に関する製造方法。		

少なくとも要約書程度の
内容を記入すること

登録済みのものは記入

※「5.」で②に○を付した場合には、基礎とした国内出願とPCT国際出願の両方をそれぞれ明記してください。

※「発明・商標等の名称」及び「発明・商標等の内容」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」及び「考案の内容」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」及び「意匠の内容」を、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」及び「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指すものとし、それぞれ明記してください。

※外国特許庁への出願の基礎となる国内出願が既に登録を受けている場合には、「登録番号」及び「登録日」も合わせて明記し、「出願人」と「権利者」が異なる場合は、それぞれ明記してください。

※PCT国際出願の場合は、PCT国際出願番号も明記してください。

※日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、「ハーグ協定に基づく国際登録番号」、「国際登録日」を明記してください。

※「5.」で④に○を付した場合であって、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含む場合（外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合）には、「6.」の記入は不要です。

※基礎となる国内出願が複数ある場合には、それぞれ明記してください。

7. 外国特許庁への共同出願の有無

有		無	○
---	--	---	---

(有の場合)

共同出願人	権利の持ち分	費用負担割合

共同出願人がいる場合は「有」に○を記入のうえ、
(有の場合)に内訳等を記入
補助金額は「権利の持ち分」か「費用負担割合」のいずれか
低い方に基づいて算出いたします。

8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容

発明・商標等の名称	〇〇の際の〇〇装置	
発明・商標等の内容	〇〇装置とは〇〇を〇〇処理するために用いられるものであって、A 要素とB 要素とC 要素を備えている。さらに本発明に係る〇〇装置ではD1 要素を備えている。これにより〇〇処理にかかる時間を短縮できる。	
出願人	〇〇株式会社	
発明者等	〇〇株式会社	
出願（予定）国	米国・欧州・中国	
出願スケジュール	米国・欧州 2023 年 12 月初旬 中国 2023 年 12 月下旬	出願は交付決定後に行ってください
いすれかを必ずチェック		
審査請求スケジュール （審査請求制度があるもののみ）	☒ 出願と同時（同日）（注1）を行う ☐ 移行国の期限内に行う ☐ 日本の審査を待ち、審査請求を行う ☐ その他（ ）	審査請求は出願と同日に行った場合のみ助成対象 米国特許は審査請求の制度がないためチェックは不要
基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合、変更の内容と必要性を記入	採択後、申請内容を変更しての出願は認められません 基礎出願の権利範囲の一部を変更して国内移行する場合は、必ず変更内容(補正案や変更案)をこの欄に記入してください	

※「出願人」及び「発明者等」の欄は全ての出願人や全ての発明者等を明記してください。

※「基礎となる国内出願又は権利の内容に変更を加えて外国出願する場合」とは、以下のような場合を想定しています。

- ・国内出願の内容を補正して外国特許庁へ出願する場合
- ・商標の外国特許庁への直接出願で日本における国内出願又は権利の字体等を変更して出願する場合
- ・種別を変更して外国出願する場合（実用新案権を特許権に変更して出願）

※「発明・商標等の名称」、「発明・商標等の内容」及び「発明者等」の欄は、実用新案登録出願の場合には「考案の名称」、「考案の内容」及び「考案者」を、意匠登録出願の場合には「意匠に係る物品」、「意匠の内容」及び「意匠の創作をした者」を指すものとし、商標登録出願の場合には「商標登録を受けようとする商標」、「商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務」を指し、発明者等の欄の記入は不要です。

※「5. 」で③に○を付した場合であって、特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）の場合には、PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。PCT国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

※「5. 」で④に○を付した場合であって、外国特許庁への出願の基礎となる先の国内出願がない場合には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含まなければこの補助金の対象となりません。ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国として含める場合には、「出願（予定）国」の欄に、必ず「日本」を含めて記入してください。

（注1）同日に審査請求を行う場合は、審査請求に要する費用も助成対象となります。

9. 間接補助金交付申請額

1,452,000 円

「間接補助金交付申請額」は(内訳)表の一番下の
「間接補助金申請額」と同額(税抜き金額)で、
助成対象経費の 1/2(千円未満切捨て)

(内訳)

(単位：円)

国名／合計	外国特許庁への 出願手数料	現地代理人 費用	国内代理人 費用	翻訳費用	国別計／合 計
中国	50,558	230,000	200,000	500,000	980,558
欧州	165,905	100,000	200,000	600,000	1,065,905
米国	439,452	220,000	200,000	0	859,452
外国出願経費合計	655,915	550,000	600,000	1,10,000	2,905,915
助成対象経費	655,915	550,000	600,000	1,10,000	2,905,915
持ち分に応じた対 象経費					2,905,915
間接補助金申請額					1,452,000

※国別の外国出願経費の内訳、内訳項目ごとの助成対象経費及び間接補助金申請額を記載。

※共同出願場合

助成対象経費の合計に申請者の持分比率を掛けた金額が対象経費となる。

(申請者が 100%費用負担する場合も同様)

＜例＞申請者の持分比率が 70%の場合

(助成対象経費) 2,905,915 円×70%=(持ち分に応じた対象経費) 2,034,140 円となり、
間接補助金申請額は、更にその 1/2 の 1,017,000 円(千円未満切捨て)となる。

目安として 300 字
くらいは記入される
ことをお奨めします

10. 外国特許庁への出願の動機・目的

- ・権利取得について、以下①～②の項目についてなるべく具体的に記入してください。
 - ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。
- ①権利取得の動機
②事業の目的(模倣品対策、技術保護だけではなく出願予定国において事業を行う目的)

＜文例＞下記は上記①～②に対応して記載した 1 例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

弊社は〇〇処理する〇〇装置を日本で製造し、全世界で販売している。

①一般に〇〇処理には長時間を要することが課題であるが、今回 D1 要素を付加することで、〇〇処理の効率化を実現した。この発明に係る特許を取得することにより模倣品の製造・販売を防止し、弊社の〇〇装置の市場占有率を大幅に拡大できると考えている。

②事業の目的

◆中国

特許取得による技術的優位性をアピールし、同国における販路拡大を図ることを目的とする。特に……

◆米国

2023 年度中には日本から現地生産法人への製造移管を予定しており、同国での模倣品製造を防止し、販売機会ロスの撲滅・削減を図ることを目的とする。また……

◆欧州………

目安として300字
くらいは記入される
ことをお奨めします

11. 出願（予定）国における事業展開計画（出願（予定）国を選んだ理由）

- ・事業展開計画について以下①～⑤の項目について、なるべく具体的に記入してください。
- ・内容が出願予定国ごとに異なる場合は、国ごとに記入してください。
- ①市場ニーズ・市場規模
- ②事業面の強み（販売・製造・調達・人材・人脈・設備・品質・コスト等）
- ③海外展開形態（製品輸出・現地法人での生産・現地企業によるライセンス生産等）
- ④事業展開計画（推進体制、推進スケジュールを含む）現在の程度まで計画が進んでいるか進捗がわかるように記入してください。
- ⑤予想される売上高・利益額
- ・現地での販売実績等、事業展開計画を裏付ける資料がある場合は別途添付してください。
- ・ガントチャート等事業展開計画の詳細を示す資料がある場合は別途添付可能です。
- ・投資機関等第三者の事業評価書がある場合は、その写しを別途添付可能です。

<文例> 下記は上記①～⑤に対応して記載した1例です。必ずしも同様に記載する必要はありません。

■中国

- ①同国には当装置を必要とする〇〇関連企業が幾つかあり、約〇億円という大きな市場である
- ②同国の〇〇社とは10年前から代理店契約を結んでおり、いくつかの現地顧客を有している。また、顧客からの品質評価も非常に高い。
- ③2022年〇月～〇月にかけて営業担当が既存顧客A社及び新規顧客候補B社を訪問し、商談を行う予定である。また同年〇月に〇〇で行われる世界最大規模の〇〇展への出展に向けて、社長直轄のプロジェクトチームを編成して準備をすすめている。出展後は代理店〇〇社と連携しながらフォローを行い、新規顧客の獲得へと繋げる予定。
- ⑤弊社の同国でのシェアは現在約〇%であるが、当該特許に基づく新機能付加の効果により市場優位性が増し、〇%位まで拡大可能と考えている。売上高は〇〇億円、営業利益は〇〇億円を見込んでいる。また、...

■米国

- ①同国は当装置のニーズがここ5年くらいの間に高まってきた。
- ②③同国労働力を活用し、2023年には〇〇装置の現地生産を計画している。これにより低コスト生産体制が構築でき、品質面だけでなく価格面でも競合他社に対して有利に展開できると考える。
- ④2019年春に現地法人設立の概略計画及びその検証は完了した。現在、生産担当の〇〇専務を責任者として、実施計画を作成中である。2022年〇月までの許認可取得・工場建設着手により、2023年度中の生産開始に間に合わせる予定である。
- ⑤現地生産法人での売上高は〇〇億円、営業利益は〇〇億円を見込んでいる。また...

■欧州 ①.....

12. 出願する技術、創作等を活かした製品等の概要

- ①製品の用途・使用方法等を記入してください。
- ②出願する技術・意匠等が製品のどの部分に活かされているかを記入してください。
- ③製品のパンフレット等がある場合は、別途添付してください。

<文例>

本製品は、〇〇の技術において、〇〇する際に使用される。利便性向上の観点から、〇〇処理が速やかに行われることが好ましく、本発明の〇〇装置によれば、〇〇部分にD1要素を付加することで利便性の向上が図られる。また・・・さらに・・・

調査結果をこの欄に記入せず、別途、資料を添付される場合はその旨ご記入ください。

13. 出願の新規性、進歩性、創作性等（先行・類似調査の状況を含む。）

- ・先行技術調査の内容は少なくとも、1)調査条件、2)調査結果を示してください。
- ・上記先行技術調査は、下記の書類でも代用可
国際調査報告書(ISR)や国内出願の拒絶理由通知書又は特許査定通知等の写し
(ただし、補正をする場合はその補正内容を明記すること)

<文例>

調査条件

- ①調査データベース:特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)
- ②調査種類:公開特許公報、特許公報、公開実用新案公報、実用新案公報
- ③調査対象範囲:19〇〇年〇〇〇月〇〇日～20〇〇年〇月〇日
- ④検索式:キーワード(例えば「〇〇装置」、「A 要素」、「B 要素」、..)や IPC 分類、調査件数(スクリーニング件数)等
- ⑤調査実施者:弁理士 〇〇〇〇(調査経験12年)

調査結果

文献1:特開〇〇〇〇-〇〇〇〇号公報 文献2:特開平〇〇-〇〇〇〇〇〇号公報
文献3:特開-〇〇〇〇-〇〇〇〇号公報

以下についても、可能な範囲でご記入ください。

- ①調査結果の中で近い、また、類似と思われる特許・実用新案公報等の概要について段落番号や図番を明示して記載してください。なお、調査結果によっては、一般的な従来技術を示すものとなっても構いません。
- ②新規性等について、先行技術、先行意匠との相違点を詳しく記載してください。

文献1の要旨:

文献1には、...「A 要素」、「B 要素」及び「C 要素」からなる〇〇装置が記載されている(段落[0012]～[0021]、図1及び図2参照)。また、文献1には、...

文献2の要旨:

文献2には、「D2 要素」を有する××装置が記載されている(段落[0024]及び図4参照)。また、文献2には、...

文献3の要旨:

文献3には...「D2'要素」を有する××装置が記載されている(段落[0040]及び図7参照)。また、文献3には、...

相違点:

文献1には、本発明の前提構成が記載されているが、「D1 要素」が記載されていない点が相違する。文献2及び文献3には、それぞれ「D2 要素」、「D2'要素」が記載されているが、本発明には「D1 要素」が記載されている点が相違する。「D1 要素」と「D2 要素」、「D2'要素」とでは機能は共通するが、〇〇部分の形状が異なっている。また、..さらに、..

補正:

ISR において進歩性を有していないと指摘された、請求項4～5については、移行時に削除する予定

移行時に補正を行う予定の場合はその補正内容を明記してください

14. 過去における出願実績及び権利取得状況（国内及び外国）

- ・今回申請される案件は含まれません。
- ・出願国名、出願番号／公告(登録)番号、出願日／取得日等を記入してください。
- ・多数ある場合、主要な権利5件程度で結構です。
- ・実績がない場合には「なし」と記入してください。

取得国/出願国	種 別	名 称	登録/出願番号	取得/出願日
日本	商標	〇〇〇(商品名)	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2017/02/01
日本	特許	〇〇製法	特願第〇〇〇〇〇〇	2014/07/20
タイ	商標	〇〇〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2012/07/01
ベトナム	商標	〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/11/10
インドネシア	商標	〇〇〇〇	商標登録第〇〇〇〇〇〇	2010/01/20

他〇〇件(国内〇件、海外〇件)

15. 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等（選任代理人）

※選任代理人に依頼しない場合にはその旨及び選任代理人に依頼する場合と同等の書類（間接補助金交付の必要書類）を自らの責任で補助事業者あてに提出できる旨を記入。

事務所名:〇〇特許事務所

所在地:〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区〇〇……

代表者:〇〇 〇〇

担当弁理士:〇〇 〇〇

連絡先: (電話番号)03-×××-××××
(メール)××××@××.××.jp

電話番号・メールアドレスも
必ずご記入ください。

(選任代理人による本事業への協力に関する承諾状況は別紙のとおり)

16. 外国特許庁への出願に関する他の公的機関（独立行政法人日本貿易振興機構含む）の助成制度の利用予定の有無（いずれかに○）

有 ☒ 無 ☐

(有の場合のその内容)

補助事業者名 (自治体等)	独立行政法人日本貿易振興機構
対象となる案件 の出願番号	特願 20〇〇-〇〇〇〇〇〇
出願国	米国・欧州
助成制度の内容	中小企業等外国出願支援事業 助成額:90万円

今年度、ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）に本補助金の申請をしている場合、又は交付決定された場合は必ず記入してください。
※ジェトロへ申請中、又は交付決定された案件と同一案件は申請できません。（国が違えば可）

助成金額も記入してください。

御確認のうえ、すべての項目を確認し、チェックを入れてください。

17. 確認事項（□にチェック）

- ☒ 当補助金の事業において、外国出願に関する代理人契約、出願準備、出願手続きなどすべての作業は採択（交付）決定後に行い、事前着手を行わないことを確認した。
- ☒ 実施要領第4条第1項第4号及び第23条第2項に定める事項（補助事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等））、実施要領第23条第1項に定める事項（採択案件の査定状況報告書の提出）について確認した。
- ☒ 実施要領第4条第1項第5号に定める事項（審査請求が必要なものについては、必ず審査請求を行うこと、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること）について確認した。
- ☒ 実施要領第13条第1項に定める事項（様式第3による計画変更手続きを行わずに実施した、本補助金に申請・採択された内容と異なる出願（出願の変更）は認められない点）について確認した。
- ☒ 実施要領第22条第2項に定める事項（間接補助事業者の名称、所在地、交付の決定を受けた出願種別、法人番号、採択日、交付決定日、交付決定金額、確定金額の公表）について確認した。
（※上記以外の事業計画等の申請内容については公表されることはありません。）
- ☒ 実施要領第23条第1項に定める事項（放棄又は取下げ等を行わないこと）を確認した。
- ☒ 事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならないとなった場合には、必ず事前に補助事業者へ連絡し、承認を受けることを了承する。
- ☒ 添付書類の「登記簿謄本等の写し」、「住民票の写し」は申請時点における最新情報であることを確認した。

交付申請等に関する重要なメールをお送りしますので、実際に財団と連絡ができる申請者（企業）の担当者の名前と連絡先を記入してください。（部署名、役職名も忘れずに）

18. 申請者の担当及び連絡先

担当者（職名及び氏名）	知財課 課長 △△ ●●		
電話番号	089-●●●●-0000	メールアドレス	○○_●●@△△.com